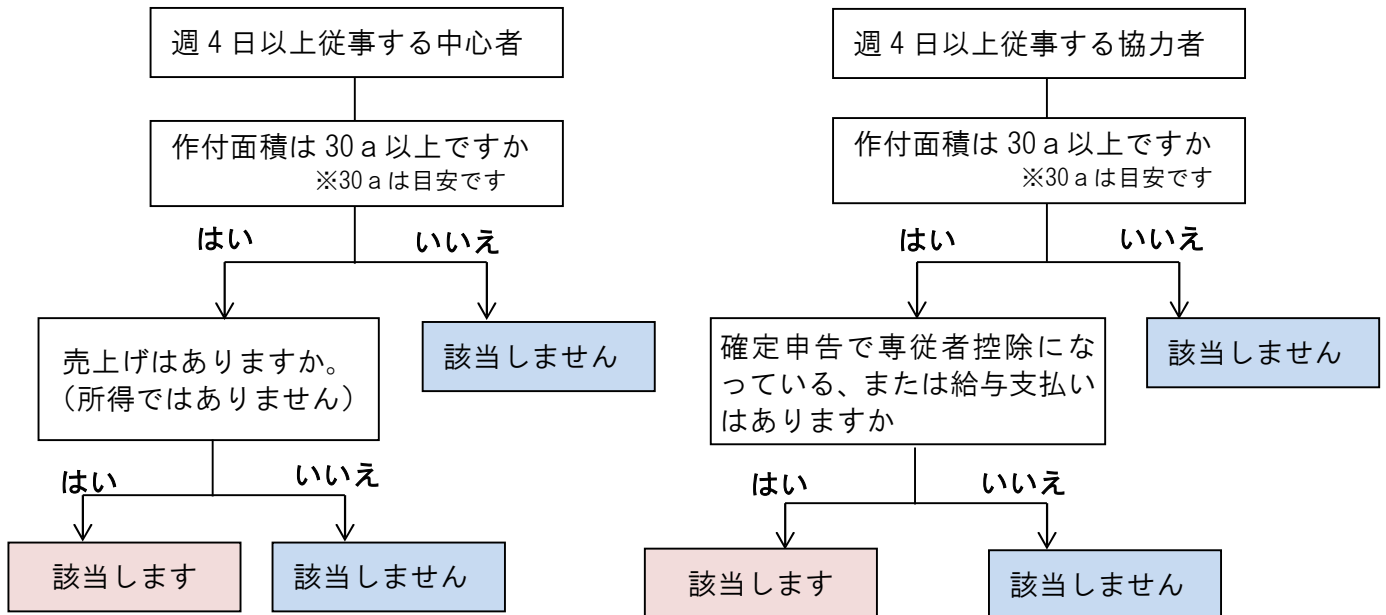


## 自営業・農業従事で就労証明書を提出される方へ

自営業・農業従事者の方は、就労証明書に併せて、令和3年分の確定申告書の写しを提出してください。  
昨年度農業（協力者）で就労証明書を提出されている方は、令和3年分の確定申告で「専従者控除」に該当していない場合には、農業での就労は認めません。  
フローチャートでご確認ください。

農業に従事し、保育を必要とする事由に該当する場合は？



## 内職で就労証明書を提出される方へ

昨年度内職で就労証明書を提出した方は、就労証明書内支払状況において収入の確認ができない場合、就労とは認めません。

なお、内職で就労証明書を提出される方は、就労証明書に併せて内職内容の確認できるもの（納品書等）を添付してください。

## 開業する方、新規就農者になる方へ

開業する方は、就労証明書に開業届のコピーを添付してください。新規就農者の方は、就労証明書に新規就農届のコピーを添付してください。

## パートタイム勤務の方へ

保育が必要な事由として認められる労働時間の下限は、常陸大宮市子ども・子育て支援法施行に関する事務取扱要領（内規）において、週4日以上かつ1日4時間以上の就労が必要と定められています。就労証明書において、その基準を満たしていないときには、保育認定は受けることができません。

お問合せ・ご相談については、市役所こども課までご連絡ください。